

保険料の納め方

保険料の納め方には、年金から天引き（特別徴収）と、口座振替または納付書による納付（普通徴収）があります。

●年金から天引き（特別徴収）

- 老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方
2ヵ月ごと（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に支払われる年金から、支払いごとに、2ヵ月分の保険料が天引きされます。

●口座振替、納付書による金融機関への納付（普通徴収）

- 老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方
（年度の途中で65歳になられた方または転入された方も普通徴収になります。）

納め忘れに注意

※保険料を滞納している方がサービスを利用する場合は原則として

- 1年以上の滞納の場合には、いったんサービスの費用全額を支払っていただいた上で、市町村の窓口で、事後的に費用の9割の払い戻しを受けることとなります。
- 1年6ヵ月以上の滞納の場合には、滞納分の額を給付金額から差し引くことがあります。
- 65歳からの保険料を長期間滞納している場合には、その期間に応じた一定期間、保険給付される額がサービスの費用の9割が7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。
保険料はかならず納めてください。

●介護サービスに対する苦情や相談に関する窓口は次のとおりです。

役場 住民課 保健福祉係
☎375-2710

新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室
☎285-3022

受付時間 午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・12月29日から1月3日を除く）

平成15年度から 高齢者の方の介護保険料が変わります。

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者の方も含め40歳以上のすべての方に、保険料を納めていただくことになっています。

【平成15年度から高齢者の方の納める保険料の額が変わります】

介護保険では、65歳以上の保険料は3年に一度改定されることになっており、平成15年度がその改定の年にあたります。

介護保険料は介護サービス利用者が多いときや一人ひとりが利用するサービスが多いときには保険料が高くなり、逆の場合は低くなります。

村では、月潟村デイサービスセンターの土曜営業や、介護老人施設への入所者の増加等を考慮して必要な介護サービス費用を見込み、保険料を算定しました。

◎所得に応じた保険料の額

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者（住民税世帯非課税）	世帯全員が住民税非課税	本人が住民税非課税	本人が住民税課税で合計所得金額200万円未満	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上
	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
保険料額（年額）	16,800円	25,200円	33,600円	42,000円	50,400円